

平成 27 年 9 月 25 日

青森県建設業協会 殿

全国建設労働組合総連合  
中央執行委員長

三 浦 一 男(公印省略)

青森県建設組合連合会

会長 山口金一



## 健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入する事業所の

### 「施工体制台帳」等への記載について、周知をお願いします

建設業における社会保険未加入対策の推進に向け、ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

国土交通省の指導や業界団体の取り組みによって、下請け業者との契約手続きや現場において、適切な保険加入の確認が広く行われるようになり、大手建設会社に限らず、また公共・民間の現場を問わず住宅企業にも広がりが生まれています。

全国建設労働組合総連合（全建総連）でも、組合員や組合員の所属する事業所などに対し、「社会保険未加入対策」の学習や適切な保険への加入を呼びかけ、建設国保既加入者に対しては健保適用除外承認手続きを推進してまいりました。

健保適用除外承認手続きが適法であることは、国交省から平成 24 年 7 月 30 日付で「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」の通知がなされているところですが、健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入し、厚生年金に加入している事業所の扱いについて、依然として上位企業に理解が広がっていない現状があります。

具体的には、①社会保険への加入義務のない 5 人未満の個人事業所に、誤った加入指導がされている。②施工体制台帳や作業員名簿などへの記載時に、「健保適用除外」が 5 人未満の「個人零細事業所」と誤解される。③協会けんぽの事業所番号が無いと情報システム（グリーンファイル等）に登録できない（エラーになる）。④事業所番号などの確認書類に、協会けんぽ保険料の「領収書又は納入証明書」の提示を求められる。⑤労働者に協会けんぽと建設国保（健保適用除外）加入者が混在する事業所で、建設国保加入者の現場入場が断られるといった事態が生じています。

国交省においてもホームページに上記の通知や「施工体制台帳等への記載方法について」を掲載するなど周知を頂いているところですが、貴団体（御社）におかれましても、会員企業（協力企業）の皆さまに、なお一層の啓発、周知徹底を頂きますようお願い申し上げます。

- 1, 健保適用除外制度について正しく理解し、社会保険への加入指導は適法に行うよう周知頂くこと。
- 2, 「施工体制台帳」等への記載にあたっては、「建設国保」と「厚生年金」に適法に加入している事業所を適切に扱うこと。

# 健保適用除外承認手続きにより、適法に「建設国保」と「厚生年金」に加入する事業所の「施工体制台帳」等への記載方法について

※ 以下、建設業社会保険未加入問題研究会編「建設業社会保険未加入問題Q&A」の掲載内容（177～179頁）に沿って、「当該事業所に使用される作業員が、健康保険のうち健康保険組合、建設国保に加入している場合の記載」について、補足します。

（再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール）

## 1. 健康保険組合（組合管掌健康保険）に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）ではなく健康保険組合（組合管掌健康保険）に加入している場合、「事業所整理記号等」欄のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ（例：「〇〇健康保険組合」）を記載してください。

## 2. 建設国保に加入している場合

### (1) 「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぽ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

- ① 全員が建設国保（国民健康保険組合が運営する国民健康保険）に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合  
→ 「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には加入している建設国保組合の名称（例：「〇〇建設国保」）を記載して下さい。

（理由）

- ※ 「一」（空欄）では、健康保険の適用除外承認を受けているのか、個人事業所や後期高齢者など健康保険の適用そのものを除外されているのか判断できず、明確に区別するために建設国保組合の名称（保険者名）を記載します。
- ※ 情報システムの登録に際しても「一」（空欄）でエラーになる場合があるため、区別が重要になります。

- ② 一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合  
→ 「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が  
イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。  
ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載して下さい。

### (2) 「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄の選択

- ① 「事業所整理記号等」欄に記載する全事業所の「健康保険」欄が「〇〇建設国保」となるか、上段が「〇〇建設国保」で、下段が「同上」となる場合  
→ 「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「適用除外」を選択して下さい。
- ② 「事業所整理記号等」欄に2つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが「〇〇建設国保」で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険



組合名のみが記載される場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「加入」を選択してください。

※記載例は以下のとおりです

(1) 健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入し、厚生年金に加入している事業所

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所 整理記号等	適用除外		適用除外		適用除外	
		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		㈱〇〇工務店	〇〇建設国保 <sup>※1</sup>	杉並けま 12345	12345678909-876		

注<sup>※1</sup> 建設国保組合（保険者）の名称を記載します。

(2) 協会けんぽの加入事業所で、健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入して、厚生年金に加入している者が混在する事業所

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	事業所 整理記号等	適用除外		適用除外		適用除外	
		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		㈱〇〇工務店	杉並けま 12345	杉並けま 12345	12345678909-876		

再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 健康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名

→健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」、建設国保保険証（写し）、厚生年金算定基礎届（その他、年金事務所が発行する証明書類）等